

2福監第71-3号  
令和3年2月9日

請求人様

福津市監査委員 灘谷 和徳  
福津市監査委員 榎本 博

## 監査結果報告書

(郷づくり推進事業交付金について)

このことについて、福津市監査委員監査基準に基づいて監査を実施しましたので、次のとおり監査結果を報告します。

## 第1 請求の受付

### 1 請求人

住所 福岡県福津市【省略】

氏名 【省略】

### 2 請求書の提出

請求書の提出日（監査事務局受付日）は、令和2年12月8日である。

なお、請求要旨に不明瞭な部分があったため令和2年12月14日付2福監第52号で補正を求めたところ、令和2年12月17日付で請求人より補足文書が提出されたため、これを受理した。（補正期間3日間）

### 3 請求の内容

請求人提出の住民監査請求書による主張事実の要旨及び請求事項は次のとおりである。

#### （1）主張事実（要旨）

福津市長（まちづくり推進室）は、神興東郷づくり推進協議会（以下、協議会）の平成31年度郷づくり推進事業交付金を、令和2年5月14日に交付額17,770,560円、返還金0円で交付確定（精算）している。

しかし、福津市郷づくり推進事業交付金交付要綱（以下、交付要綱）に違反する自主防災会補助金232,692円の支出がある。本件自主防災会補助金の支出は概算払いの交付金の交付確定処理として全く問題ないと思えるが、2福監第11-1号の監査結果によると防災会に関する支出は財政援助で事務処理すべきとの事である。また、交付要綱では財政援助は会則で定めた構成団体にできることとなっており、協議会が構成団体に定めていないので、交付要綱に違反する不当な支出である。

本来、交付要綱に違反する不当な支出は返還すべきものだが、ただ財政援助としていないだけで、交付金の使途及び事務処理は全く問題ないと思えるので、交付金の返還は求めないが、財政援助として事務処理すべきである。

また、令和2年12月17日付で提出された補足文書の要旨は以下のとおりである。

概算払いの交付金は、誰であろうが、どの団体であろうが、交付金を交付することは全く問題ないが、協議会（市より交付金を受領した協議会）が、領収書とつり銭の返却を受けて交付確定（資金使途と余剰金の確認）をする。自治会は決算報告書で交付確定をする。以上により交付要綱の財政援助とは自治会への交付の事と思える。

本件の交付金は団体が別団体ということで、財政援助とはならない。宮司地区郷

づくり推進協議会の処理は間違っており、神興東郷づくり推進協議会の防災会の会計処理の方が正確である。まちづくり推進室は交付確定が清算であること、何故自治会は財政援助となるのかを理解していないのではないか。

以上のことを前提に監査請求をしたが、2福監第11-1号によると、別団体なので財政援助である、また余剰金は合算して交付確定を行う必要はないとの監査結果だったので、神興東防災会の会計処理は宮司地区郷づくり推進協議会と同じ処理をすべきとして指摘されたものと考え、「防災会に関する支出は財政援助で事務処理すべき」と記している。なお、同じ交付要綱で処理しているので、同じ処理となると思われる。

このことは2福監第11-1の4ページ、8ページ、10ページから思考した。

## (2) 請求事項（要旨）

市長に対し、郷づくり推進協議会会計資料明確化の文書にて、協議会に対し会則に自主防災会を構成団体として記載すること、協議会で事務処理するのではなく、財政援助として事務処理すること、を令和2年度より遵守するよう勧告を求める。もし本件勧告を遵守しない場合は返還することを勧告するよう求める。

## 4 事実を証明する書面

- ・平成31年度（令和元年度）郷づくり推進事業交付金額確定通知書
- ・平成31年度（令和元年度）郷づくり推進事業交付金実績報告書
- ・平成31年度収支決算（神興東地域郷づくり推進協議会）
- ・令和元年度神興東地域郷づくり推進協議会会計資料の明確化について
- ・令和2年度神興東地域郷づくり推進協議会の会計について
- ・神興東地域郷づくり推進協議会会則

※添付された資料はすべて写しである。

## 5 請求の要件審査及び受理

令和2年12月25日に監査委員会議を開催し、本件請求については地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、同日本件請求を受理した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項及び着眼点

請求の内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して監査対象事項を次のとおりとした。

- ・まちづくり推進室の交付金確定事務は適切に行われていたか？

また、本件監査における主な着眼点は以下の通りである。

- ・神興東地域郷づくり推進協議会と自主防災会の関係性はどうなっているのか？
- ・市が交付金の返還を求める必要があるか？

### 2 監査対象部署

まちづくり推進室

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき証拠の提出及び陳述の機会を設けるにあたって、陳述の希望を確認したが「希望しない」との回答であったため陳述会は設けていない。

### 4 関係人調査

令和3年1月4日2福監第58号文書により、市長に対して次の資料の提出を求めた。

- ①請求の趣旨に対する弁明書
- ②弁明書の裏付けとなる資料

上記の弁明書は令和3年1月18日に提出され、添付資料として以下の書類（写し）が提出された。

- ・福津市郷づくり推進事業交付金交付要綱（抜粋）
- ・福津市郷づくり推進事業交付金交付要綱の運用について  
（平成31年3月27日訓令第3号）
- ・神興東地域郷づくり推進協議会第8回定期総会議案書（抜粋）
- ・神興東地域自主防災会規約

弁明書の内容は要約すると以下の通りである。

交付要綱第4条において、郷づくり推進協議会が財政的援助できる団体は、協議会会則で定める構成団体とする。自治会に限らず、会則上定められていれば財政的援助をすることができる。

また、「福津市郷づくり推進事業交付金の運用について」において「郷づくり推進協議会が財政的援助を行うことができる団体は、団体を代表するものが総会や役員会の構成員である場合を含む。」としている。

神興東地域郷づくり推進協議会は、会則上自主防災会を構成団体と定めていないが、自主防災会の代表者が協議会会長であることから、実施機関は協議会が自主防災会に交付した232,692円を財政的援助とみなし、交付金額を確定した。

今後について、実施機関は協議会に対して、自主防災会を構成団体として会則に記載するよう指導する。

また、法第199条第8項に基づき、令和3年1月22日、本件についてまちづくり推進室長、同室理事、同室郷づくり支援係長に対して関係人調査を実施した。

### 第3 監査の結果

#### 1 事実の確認

##### ① 郷づくり推進事業交付金（交付金）について

郷づくり推進協議会による地域自治活動を推進するため、「福津市郷づくり推進事業交付金交付要綱（交付要綱）」に定める基礎事業及び自主事業に対して郷づくり推進協議会に一括交付される交付金である。各郷づくり推進協議会（協議会）はその事業内容と算定項目に照らし、各部会や各自治会に予算を配分することとなっている。この交付金は地域分権に対応する自治組織を育成し、自立した市民による豊かな地域社会の実現に資することを目的としたものである。

交付金の交付に当たっては、協議会が市に交付申請を行い、市は内容を審査したうえで概算払いとして交付金を協議会に交付することとなっている。

交付を受けた協議会は年度終了後45日以内に市に対して実績報告を行い、市は実績報告の内容を審査したうえで交付金額を確定することとなっているが、本件監査にかかる交付金については、令和2年5月14日に実績報告が市に提出され、市はこれを受けて実績報告の審査を行い、令和2年5月19日に「平成31年度（令和元年度）郷づくり推進事業交付金額確定通知書」をもって協議会に交付金額の確定を通知した。この確定通知書において市が「協議会の事業が交付要綱に適合する」「交付した交付金に返還額はない」と判断したことが確認できる。

また、協議会の会計資料における指摘事項については、令和2年6月15日付文書「令和元年度神興東地域郷づくり推進協議会会計資料の明確化について」により、市から協議会に対して指導を行っている。この中には、神興東地域自主防災会に対する財政援助に関する内容は記載がなかった。

##### ② 協議会からの自主防災会への財政援助について

交付要綱第4条では協議会が会則に定める構成団体に対して財政的援助をできることが定められており、財政的援助を受けた団体は援助を受けたすべての事業内容と収支を協議会に4月30日までに協議会に報告することとなっている。

また、平成31年3月27日付訓令第3号「福津市郷づくり推進事業交付金交付要綱の運用について」では第5項第2号に「郷づくり推進協議会が財政的援助を行うことができる団体は、団体を代表する者が総会や役員会の構成員である場合を含む。」との記載があり、会則上の構成団体でなくとも、協議会と関連性の強い団体については財政援助が可能となっている。

本件監査に係る協議会から神興東地域自主防災会への財政援助については、まちづくり推進室作成の弁明書に添付された「神興東地域郷づくり推進協議会第8回定期総会議案書」内の「平成31年度収支決算」、および「平成31年（令和元年）神興東自主防災会決算報告書」において、以下の事実を確認した。

- ・協議会の管理運営費の一部である「神興東自主防災会補助金」として予算額 300,000円、決算額232,692円で自主防災会へ支出されたこと。
- ・自主防災会が協議会から300,000円を収入し、事業経費232,692円との差額67,308円について協議会へ返金したこと。

### ③神興東自主防災会について

自主防災会（自主防災組織）とは災害対策基本法第5条及び第7条に規定された地域住民による任意の防災組織である。住民の任意団体であるためその形態は問われないが、実態的には自治会等の地域組織が結成に関わることが多い。

神興東地域自主防災会については規約で「地域住民の自助共助の精神に基づき、自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ること」を目的として設置されており、その役員については協議会の役員等をもって充てられることが規約に定められている。

自主防災会役員名称	人数	充てられる協議会等の役職
会長	1名	協議会会長
副会長	1名	協議会副会長
理事	2名	協議会会計、協議会事務局長
事務局長	1名	協議会防災部会長
支部理事	13名	各自治会代表
特別理事	若干名	関係団体の代表及び有識者等
監査	1名	協議会監査

## 2 請求人が主張する事実の検証

- ①「交付要綱では財政援助は会則で定めた構成団体にできることとなっており、協議会が構成団体に定めていないので、交付要綱に違反する不当な支出である。」との主張について

請求人提出資料の「神興東地域郷づくり推進協議会会則」第4条を確認したところ、請求人の主張通り神興東地域自主防災会が構成団体として記載されていないことを確認した。

しかしながら、上記で事実確認した通り神興東地域自主防災会はその役員が協議会の役員で構成されており、平成31年3月27日付訓令第3号「福津市郷づくり推進事業交付金交付要綱の運用について」の第5項第2号の規定に該当することから、会則に記載された構成団体と同等にみなすことが可能であり、財政援助を行うことに不当性はないものと考えられる。

以上のことから、請求人の主張は必ずしも適当であるとは言えない。

なお、担当課は今回の請求にあたって「今後、会則に自主防災会を構成団体として定めるように指導する」と弁明しており、これは請求人の主張と合致したものである。

- ②「交付金の返還は求めないが、財政援助として事務処理すべきである。」との主張、及び補足文書における主張について

本件請求において、請求人は「財政援助による事務処理」を求めていることから、本件請求の対象となっている「神興東自主防災会補助金」は財政援助にあたらぬとの見解を示している。

また、このことの根拠として「2福監第11-1号において宮司地区自主防災会に定額で給付された交付金が財政援助に該当すると示しているのであるから、財政援助は同じ交付要綱に基づいて同じ方法で行われるべきものであり、神興東自主防災会に交付された補助金が財政援助には該当しない」と述べている。

ここで、一般に補助金や交付金などの財政援助（金銭的援助）を行う場合、次の2つの方法（態様）が考えられる。

概算による交付：補助期間開始時に概算によって交付し、事業終了後に補助額を精算する方法。

事業終了後の精算結果により、以下のように取り扱う。

- ・ 概算払交付額 > 補助対象額の場合：余剰分を返納
- ・ 概算払交付額 < 補助対象額の場合：不足分を追加交付

定額による交付：補助目的に応じて一定額を交付し、精算は行わない。

このため、補助対象額が交付額を下回っても余剰金を返納しなくてもよいが、補助対象額が交付額を上回っても追加交付を受けることができない。

また、協議会からの財政援助について規定している交付要綱第4条の条文について確認してみると、以下の通りの記載となっている。

(財政的援助)

第4条 郷づくり推進協議会は、当該会則で定める構成団体に財政的援助を行うことができるものとする。

2 郷づくり推進協議会から財政的援助を受けた構成団体(以下「構成団体」という。)は、当該財政的援助を受けた年度のすべての事業内容と収支について、当該年度の翌年度の4月30日までに、郷づくり推進協議会に報告を行うものとする。

交付要綱では財政的援助を行った場合に事業内容と収支の報告が行われることを求めているが、財政的援助の態様については記載がなく、どちらの方式によるべきかを求めている。

このことから、財政的援助の態様については、援助を行う協議会と援助を受ける自主防災会の間で合意がなされていれば足りるものであり、その如何によって交付要綱第4条に規定する財政的援助に該当するかしないかを判断すべきものではない。

以上のことから、請求人の主張を裏付ける合理的な理由はないものとする。

なお、2福監第11-1号の監査結果報告書について、請求人が指摘した箇所に記載されている内容を確認したところ以下のとおりとなっており、財政的援助の態様がどうあるべきかについては言及していない。

4 ページ：請求事項に対する担当課の弁明の内容についての記載

8 ページ：宮司地区における財政援助に関して確認した事実についての記載

10 ページ：宮司地区郷づくり推進協議会会計と宮司地区自主防災会会計の連結性についての判断

### 3 監査委員の判断

以上の事実の検証により、本件監査における請求事項「市長に対し、郷づくり推進協議会会計資料明確化の文書にて、協議会に対し会則に自主防災会を構成団体として記載すること、協議会で事務処理するのではなく、財政援助として事務処理すること、を令和2年度より遵守するよう勧告を求める。」については、請求人の主張に合理的な理由はないものと判断し、本件請求を棄却する。

#### 4 監査委員としての意見

上記の通り本件請求については棄却としたが、本件監査において判明した事実について改善を促すべきものがあったので、以下の通り意見を述べる。

郷づくり推進事業交付金については、このところ本件請求人からの監査請求が繰り返されており、その中身はほとんどが財政援助に関するもの、さらにその大半が「会則に定めた構成団体に財政的援助ができる」との条文に関するものである。また、財政援助の目的だけではなく、交付要綱や各協議会の会則について指摘しているものも多い。

一方で、郷づくり推進協議会による地域づくりにあたっては既存の団体との協力や新たな事業の展開など、今後ますます多様化していくものと考えられ、財政的援助についても検討すべき事項は増えてくるものと思われる。

こういった中、現在の交付要綱については、地域の実情に合ったものではなくなっていると思われる。交付金としての公平性・透明性を維持しつつ、地域が活用しやすい仕組みづくりを目指し、地域の声を織り交ぜながら財政的援助のあり方について検討を重ねていただきたい。